

国立市
子ども・子育て支援事業計画
(素案)
概要

国立市子ども総合計画審議会
事務局 子ども家庭部児童青少年課

計画策定の趣旨・計画期間

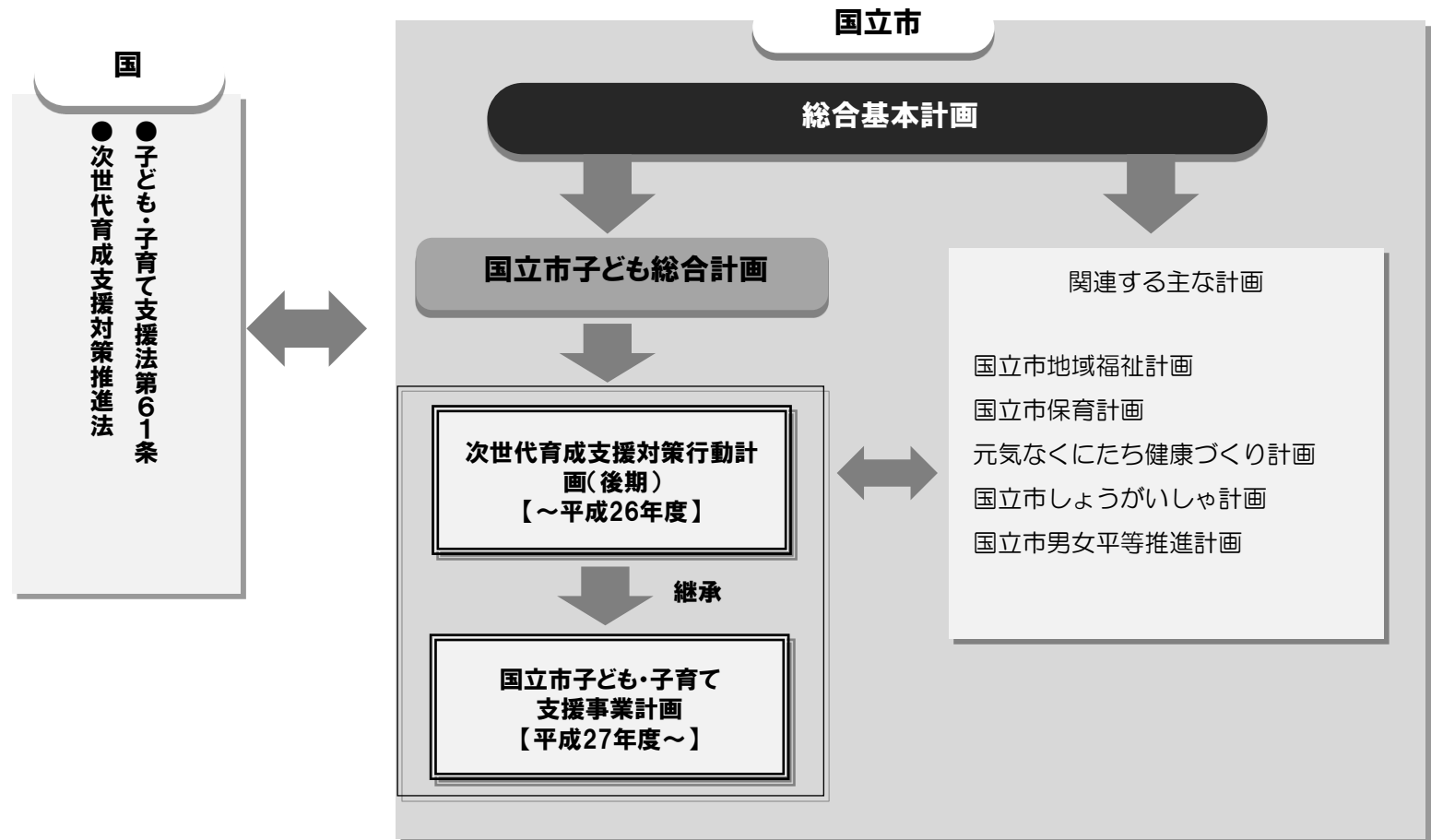
平成24年8月に「子ども・子育て支援法」（以下「支援法」という）をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月からこの支援法に基づく、「子ども・子育て支援新制度」が施行されることとなりました。

この新制度の施行に当たり、市町村は、支援法に基づく給付を実施するため「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定しなければならない旨の規定が設けられたことから、支援法第61条第1項の規定に基づき、「国立市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

本計画の期間は、子ども・子育て支援新制度が始まる平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

計画の位置づけ

国立市「総合基本計画」の下、「国立市子ども総合計画」の下位計画（アクションプラン）として、関連する他の計画と連携をとりながら策定します。



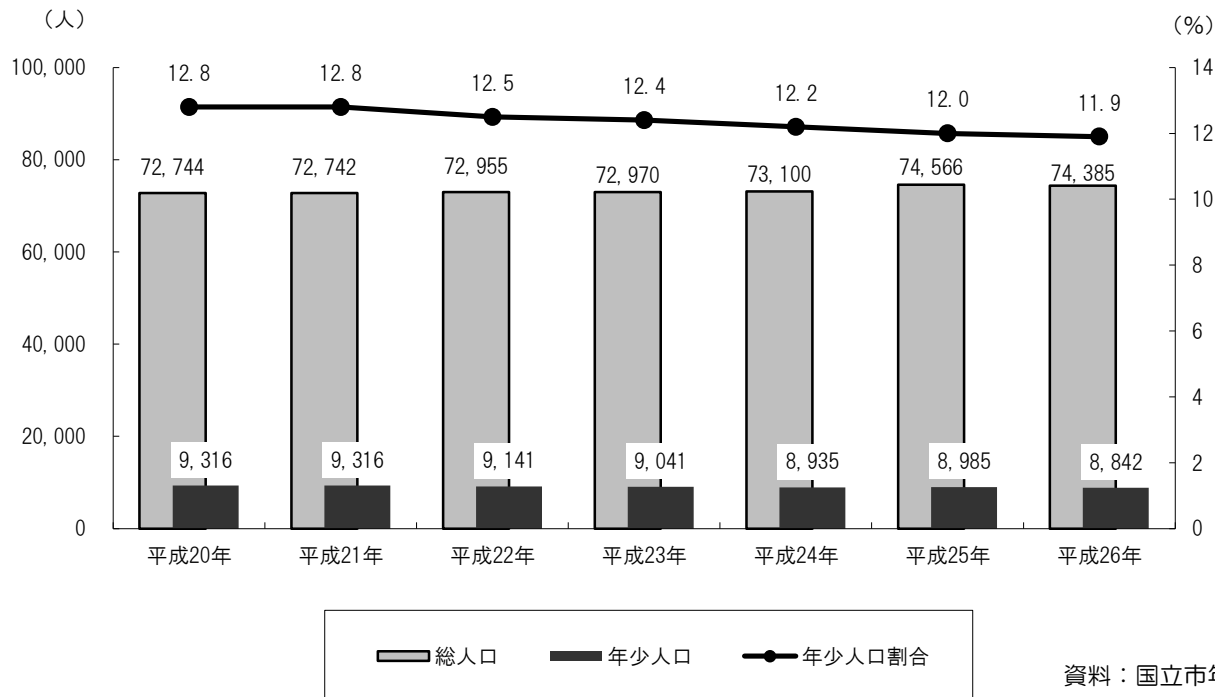
【計画素案P.3～P.6「第1章 計画策定にあたって」より】

少子化の動向

1 総人口と年少人口の推移

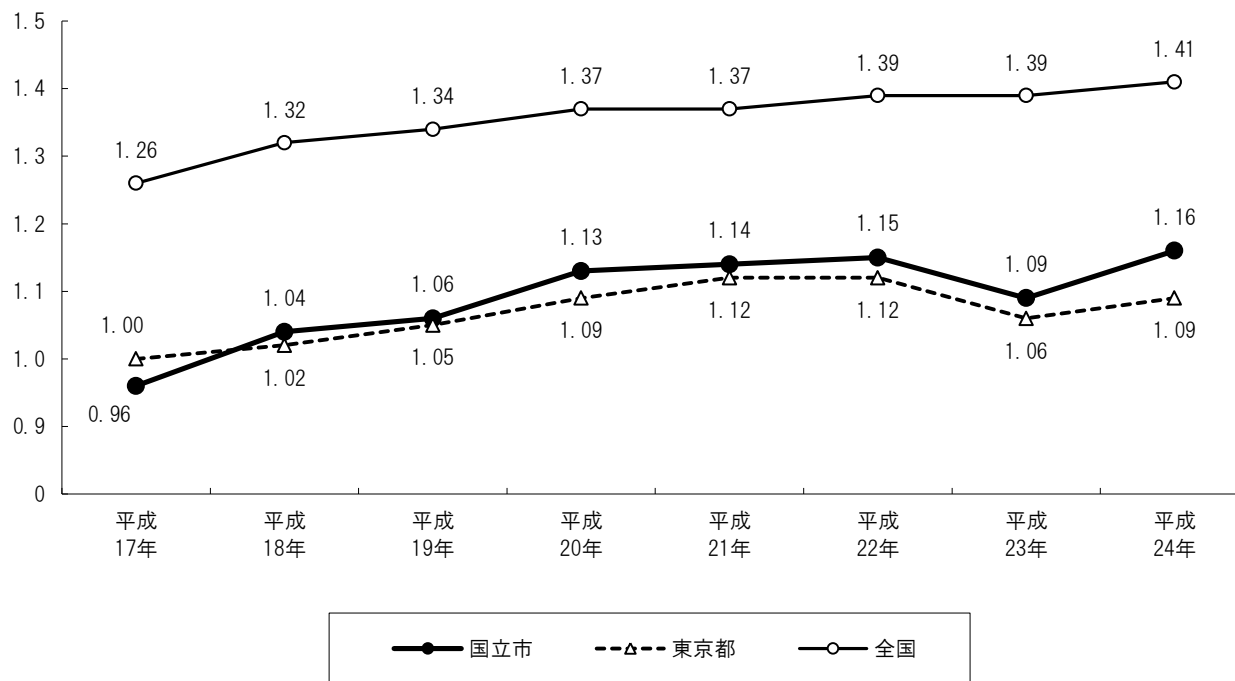
国立市の人口は、平成26年1月1日現在74,385人で、平成20年からゆるやかな増加傾向で推移していましたが、平成26年には減少に転じています。

年少人口（15歳未満）は、平成26年1月1日現在8,842人で、平成20年から474人の減少となり、年少人口割合も低下傾向で推移し、11.9%となっています。



2 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数）の推移をみると、平成17年には0.96まで低下しましたが、平成24年では1.16まで上昇しています。平成18年からは都をわずかに上回って推移していますが、国の1.41に比べると大きく下回っています。



資料：東京都人口動態統計

計画の基本的な考え方

基本方針

本市では、平成22年に「次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を、平成23年に「第二次子ども総合計画」を策定しました。その基本理念として、「子どもの誕生が喜びをもって迎えられるとともに、子どもたちが一人ひとりの市民として地域の中でも成長が見守られ、家庭の中で家族みんなが、成長していく充実感と幸福感を持って子育てができることを大切にします」と明示し、「わたらしい育ち」、「わたらしい子育て」、「わたしとわたしのつながり」、「安全で安心できる暮らし」を柱としていました。

自分らしく生きる権利をうたった「子どもの権利条約」を遵守し、子どもたちが子ども期というかけがえのない時期を伸びやかに生きると同時に、一人ひとりの子どもが国立市の将来を担う大切な宝であるという理念は不変的なものであります。このため、これまでの基本理念を踏襲しつつ、「第二次子ども総合計画」に沿った基本方針としました。

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準の子ども・子育て支援を実施することが求められています。

本市においては、基本方針に掲げた3つの柱に基づき、社会のすべての構成員が協力して、一人ひとりの子どもがかけがえのない個性ある存在として認められることを保証していくとともに、地域社会全体で子どもと親の育ちを支える仕組みづくりを進め、自己肯定感を感じながら成長していくことが可能となる環境を整備し、安心安全な子育てができるあたたかいまちづくりを目指していくことを、子ども・子育て支援の目指すべき姿とします。

方針 1 質の高い教育・保育の提供

保護者の就労状況や家族の状況その他の事情にかかわらず、国立市の自然と歴史的な街並みを活かした多様な子育て支援サービスや保育サービスの提供と、すべての子どもが文教都市として洗練された質の高い保育・教育を受けられる環境の整備を進めます。

【具体的な取組】

- 教育・保育に携わる職員の資質向上
- 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実
- 幼稚園や保育所から小学校への円滑な接続

方針 2 保育の量的拡大・確保

特に乳幼児期における潜在的保育ニーズが高い状況を踏まえ、保育の量的拡大・確保を図ることにより待機児童問題を解消します。

【具体的な取組】

- 認定こども園の普及促進
- 保育所整備による保育の量的拡大
- 保育士の確保
- 認可外保育施設の認可化に対する支援
- 小規模保育事業者による保育提供体制の整備

方針 3 地域の子ども・子育て支援の充実

妊娠・出産期から学童期まで切れ目なく、保護者に寄り添いながら相談や情報提供、学びの支援を行うとともに、子どもの健全な発達のための環境を整えます。

【具体的な取組】

- 子育てと仕事や社会活動の両立支援
- 子育てに関する相談・支援体制の充実
- 不定期的な預かり事業の拡大
- 社会的養護が必要な子どもや家庭の早期発見・支援
- 子どもの心と体の健全な発達に必要な事業の推進
- 子育てに伴う経済的負担の軽減
- 子どもを地域全体で支えていくネットワークの創出

新制度における事業の体系

子ども・子育て支援給付

■ 施設型給付

- ・ 認定こども園
- ・ 幼稚園
- ・ 保育所

※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

■ 地域型保育給付

- ・ 小規模保育
- ・ 家庭的保育
- ・ 居宅訪問型保育
- ・ 事業所内保育

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝

- ・ 夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 一時預かり
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑥ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑦ 子育て短期支援事業
- ⑧ 延長保育事業
- ⑨ 病児・病後保育事業
- ⑩ 放課後児童クラブ
- ⑪ 妊婦健診
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

■認定区分

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前児童 (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童 (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前児童 (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 地域型保育事業

幼児期の教育・保育の整備

計画年度	利用者区分		A 量の見込み	B確保の内容				B-A	
				教育・保育施設	確認を 受けない幼稚園	地域型保育事業	認証保育室		B計
平成27年度	1号認定		607	890	957			1,847	1,240
	2号認定	学校教育を希望	210	700	0		0	700	-151
		上記以外	641						
	3号認定	0歳児	214	97		9	12	118	-96
		1・2歳児	564	413		0	42	455	-109
計		2,236	2,100	957	9	54	3,120	884	
平成28年度	1号認定		769	890	837			1,727	958
	2号認定	学校教育を希望	201	760	0		0	760	-52
		上記以外	611						
	3号認定	0歳児	209	117		9	12	138	-71
		1・2歳児	553	453		0	42	495	-58
計		2,343	2,220	837	9	54	3,120	777	
平成29年度	1号認定		732	890	837			1,727	995
	2号認定	学校教育を希望	191	760	0		0	760	-13
		上記以外	582						
	3号認定	0歳児	204	117		9	12	138	-66
		1・2歳児	539	453		0	42	495	-44
計		2,248	2,220	837	9	54	3,120	872	
平成30年度	1号認定		721	890	837			1,727	1,006
	2号認定	学校教育を希望	188	760	0		0	760	-2
		上記以外	574						
	3号認定	0歳児	203	153		9	6	168	-35
		1・2歳児	528	531		0	24	555	27
計		2,214	2,334	837	9	30	3,210	996	
平成31年度	1号認定		707	890	837			1,727	1,020
	2号認定	学校教育を希望	185	760	0		0	760	13
		上記以外	562						
	3号認定	0歳児	201	192		9	0	201	0
		1・2歳児	520	555		0	0	555	35
計		2,175	2,397	837	9	0	3,243	1,068	

確保の方策

平成31年度の時点では、1号認定および2号認定については、施設の供給が上回っています。一方3号認定については、31年度であっても待機児童がいることが数字上でみることができます。これらの供給方法としては、地域型保育園に頼ることなく、施設型給付である認可保育園の新設、かつ、待機児童の多くは2歳以下となっているため、0歳児から2歳児までを受け入れられる施設とします。

なるべく早期に保育園の新設を行い、待機児童を解消できるようにします。

認定こども園は、教育と保育を両立できる施設であり、今後のニーズにも対応する施設であるため、市内保育園・幼稚園に対して意向がある場合には、積極的に認可する方向とします。

地域型保育については、条例等整備を行い、需要と供給のバランスを見ていつでも受け入れられる体制を整えておきます。

<平成28年度>

○認可保育園新設をおこなうことで待機児童を解消します。

<平成30年度>

○認可保育園新設をおこなうことで待機児童を解消します。

○年齢による定員構成を見直すことにより効率的な保育に努めます。

<平成31年度>

○認可保育園新設をおこなうことで待機児童を解消します。

○年齢による定員構成を見直すことにより効率的な保育に努めます。

【計画素案のP.43～P.46の「第4章 幼児期の教育・保育の整備」より】

■ 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設であり、保護者の就労状況等に関わらず利用できることから、今後ニーズが高まることが考えられます。

新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすいするなど、普及が図られています。

本市においても、幼稚園・保育所からの認定こども園への移行や、新設の認定こども園の整備など普及を推進していきます。

■ 幼稚園教諭と保育士の資質の向上

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するには、保護者のみならず幼稚園教諭、保育士等の専門性や経験が重要になります。

教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等の支援・実施をしていきます。

■ 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

すべての子どもが健やかに育つためには、特に乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供されることが重要です。

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会全体ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

■ 教育・保育施設と地域型保育事業者の役割と連携

幼稚園、保育所、認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、一方小規模保育施設等の地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を、地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の充実が図られるものと考えます。

さらに、地域型保育事業を利用した満3歳未満の子どもが、満3歳以降も幼稚園、保育所、認定こども園で、切れ目なく適切に教育・保育が受けられるための配慮も必要となります。

こうしたことから、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。

【計画素案のP.43～P.46の「第4章 幼児期の教育・保育の整備」より】

■ 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と幼稚園・保育所・認定こども園の職員が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

幼稚園や保育所、認定こども園での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

地域子ども・子育て支援事業の整備

①利用者支援事業

「保育コンシェルジュ」をより発展させ、子ども・子育ての相談・支援を包括的に行う「子ども子育て総合相談窓口（仮称）」の設置について検討するなどして、ワンストップの支援体制を整備していきます。合わせて、子ども子育て関連の情報を一元化して総合的に発信していくことを検討します。

確保提供量

単位：施設

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保提供量		1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業

地域子育て拠点事業については、数字上はすでに充足していると考えられるが、実施場所や実施内容等について今後検討していくことで、質の向上等を目指していきます。

確保提供量

単位：人

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計		3,565	3,495	3,408	3,347	3,309
②確保提供量		17,482	17,482	17,482	17,482	17,482
②－①		13,917	13,987	14,074	14,135	14,173
施設数		4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

【計画素案のP.49～P.64の「第5章 地域子ども・子育て支援事業の整備」より】

③妊婦健康診査

妊婦健康診査については、すでに充足していると考えられるので、今後は質の向上等に努めていきます。

確保提供量

単位：人回

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計		589	589	589	589	589
②確保提供量	全ての妊婦に対して14回の検診の補助券を渡している。					
②-①	-					

④乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業については、受診率の高さから既に充足していると考えられるが、今後は、残りの未受診家庭への支援について検討していくことで質の向上等に努めていきます。

確保提供量

単位：人

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計		全ての出生後3・4か月の乳児に対して、訪問検診を行っている。				
②確保提供量	受診率98%。					
②-①	-					

⑤養育支援訪問事業

養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク事業については、すでに充足していると考えられるので、今後は質の向上等に努めていきます。

【計画素案のP.49～P.64の「第5章 地域子ども・子育て支援事業の整備」より】

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

ショートステイ事業については、すでに充足していると考えられるので、今後は質の向上等に努めていきます。

確保提供量

単位：人日

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計		61	59	57	56	55
②確保提供量	52	100	100	100	100	100
②－①		39	41	43	44	45

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業は年齢で区分していないので、就学後では充足していても、未就学園児で不足している場合があります。確保策としては委託を視野に入れて確保していきます。

確保提供量

単位：人日

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計		87	88	88	84	81
②確保提供量		2,105	2,105	2,105	2,105	2,105
②－①		2,018	2,017	2,017	2,021	2,024

⑧一時預かり事業

【一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）】

一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）については、各園と調整のうえ、事業の拡充を進めていきます。

【一時預かり事業（預かり保育以外）】

一時預かりについては平成31年度の時点で513人日の確保ができていないので、1園3人増加で確保していきます。

$513人 \div 240日 = 2.13人/日$ となるため、3人増加することで確保できます。

子育て援助活動支援事業については、民間委託を視野に入れながら供給を増やしていきます。

確保提供量

単位：人日

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計		8,579	8,193	7,803	7,679	7,525
②確保提供量	7,388	6,194	6,194	6,194	6,194	6,194
一時保育事業	3,607	4,080	4,080	4,080	4,080	4,080
ファミリー・サポート・セ ンター事業	2,114	2,114	2,114	2,114	2,114	2,114
トリイ作所	0	0	0	0	0	0
②-①		-2,385	-1,999	-1,609	-1,485	-1,331

【計画素案のP.49～P.64の「第5章 地域子ども・子育て支援事業の整備」より】

⑨時間外保育事業（延長保育事業）

延長保育事業については、市内認可12園すべてでおこなっており、充足していると考えられるので、今後は質の向上等に努めていきます。

確保提供量

単位：人

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計		1,014	921	944	928	913
②確保提供量	3,109	1,210	1,210	1,210	1,234	1,260
②－①		196	289	266	306	347

⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病児・病後児保育事業については、既に充足していると考えられるが、利便性の確保から2カ所目の設置を検討していきます。

確保提供量

単位：人日

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計		960	960	960	960	960
②確保提供量	864	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464
②－①		504	504	504	504	504

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

4～6年生の学童保育利用者数などを把握する為に、就学児童のいる世帯を対象にアンケートを実施します。その結果をもって、放課後子ども総合プラン（※注1）を推進し、小学校の余裕教室の活用などを検討していくことで、高学年を受け入れていく為の学童保育所の整備をはじめとした、放課後における子どもの居場所のあり方について検討していきます。

確保提供量

単位：人日

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計		786	793	797	793	771
②確保提供量	486	485	485	485	485	485
②-①		-301	-308	-312	-308	-286

※注1：放課後子ども総合プランとは、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることを趣旨・目的としています。市町村は、「運営委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校施設の使用計画・活用状況等について十分に協議を行うとともに、両者が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めることとされています。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

○ 事業概要

幼稚園や保育所の保育料は、国が定める公定価格を基に、市が利用者負担額を定めますが、施設によっては実費徴収（教材費、行事参加費等）などの上乗せ徴収を行う場合があります。本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

○ 考え方

現状では、同様の事業を実施していないため、国が設定する対象範囲と上限額を基に、助成の実施について検討します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

○ 事業概要

新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進するための事業です。

保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員の配置や認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援を行います。

○ 考え方

新規施設等に対する支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施します。

【計画素案のP.49～P.64の「第5章 地域子ども・子育て支援事業の整備」より】

子ども・子育て支援関連方策

1 産休・育休後における教育・保育の円滑な利用に向けた方策

子ども子育て総合相談窓口（利用者支援事業）の設置や、子育て情報の提供により、利用者のニーズに応じた子育て支援に結び付けられるよう努めます。

本計画では就学前の子どもの保護者に対するニーズ調査の結果を踏まえて、教育・保育の量の見込み及び確保方策を定めています。この量の見込み及び確保方策を基に特定教育・保育施設等を計画的に整備することで、産前・産後休業、育児休業明けに特定教育・保育施設等が利用できるような環境を整えていきます。

2 児童虐待防止の充実

（1）子ども家庭支援センター相談体制の充実

①子ども家庭支援センター相談体制の充実

児童虐待の発生予防には、各家庭の抱える問題が深刻化する前に相談できる体制を整えることが重要であるため、研修への継続的な参加により、市職員の専門性やスキルの向上を図るなど、本市の子ども家庭支援センター相談体制の充実を図ります。

②訪問事業によるきめ細かな相談支援の充実

特に乳児を抱える家庭については、相談窓口に来る前に問題が深刻化することが想定されるため、乳児家庭全戸訪問事業により、生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子どもの養育環境を把握するとともに、特に継続的な支援が必要なケースについては、保健センターと子ども家庭支援センターが連携して、在宅支援体制の充実に努めます。

(2) 関係機関との連携強化

①虐待の早期発見に向けた庁内及び関係機関との連携強化

児童虐待を早期発見し、迅速に対応するために、子供家庭支援センターと母子保健事業を保管する保健センターが緊密な連携を図るとともに、要保護児童対策地域協議会の効果的な運営を行うことで、児童相談所や保健所、医療機関、教育・保育施設など、関係機関との情報共有を図ります。

②児童相談所など専門性を有する関係機関への支援要請

社会的養護の必要性を含めて、本市による対応が困難と判断されるケースについては、対応の遅れを招くことがないよう、児童相談所等への通知をはじめ、専門性を有する関係機関への連絡及び支援要請を迅速に行います。

3 ひとり親家庭の自立支援の推進

(1) 健やかな生活への支援

①ひとり親家庭に対する相談体制の充実

ひとり親家庭の抱える児童の養育問題、就業・住宅等生活上の問題、生活費、教育費等経済上の問題の相談に応じられるよう、相談体制の充実を図ります。

②健全な家庭生活への支援

ひとり親家庭のうち、住宅困窮度が高いと認められる家庭に対して、住宅費の助成を実施することにより、健全な住環境の確保を支援します。

(2) 自立に向けた就業支援の推進

①ハローワークと連携した就職支援

ひとり親家庭の保護者が、就職に必要な技能を習得することが出来るよう支援するとともに、各家庭の状況や希望に応じて自立支援プログラムを策定し、ハローワークとともに連携しながら就職の支援を行います。

②ひとり親家庭の子どもが保育を利用しやすい環境づくり

ひとり親家庭について、就職活動中も含めて保育の優先利用が可能となるよう入所調整を行うなど、保育を利用しやすい環境づくりを進めます。

③生活の安定・向上に向けた給付の実施

ひとり親家庭の自立を促進し、生活の安全を図るために、就労につながる教育訓練の受講や資格の取得を促進するための給付事業を行います。

4 しょうがい児施策の充実

(1) しょうがいの原因となる疾病の予防と早期発見

①妊娠出産期における母子保健事業の推進

妊婦健康診査や訪問事業、相談事業等を通じて、妊娠期における母子の健康保持に努めるとともに、特に低体重児については、必要に応じて適切な医療を受けられるよう医療費の給付を行うなど、妊娠・出産期における母子保健事業を適切に推進します。

②各種健診事業を通じた疾病の早期発見

乳幼児健康診査や学校における健康診断を実施することにより、子どもの健康状態を把握し、疾病やしょうがいの早期発見・早期治療へとつなげるとともに、健診未受診者に対する受診勧奨を行います。

(2) 年齢やしょうがい等に応じた専門的なサービスの提供

①ライフステージに応じた総合的・継続的支援の体制づくり

しょうがい児のライフステージに応じた総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、しょうがい児支援利用計画、療育視閲における個別支援計画を活用し、それぞれの実情に応じた支援を提供するとともに、教育・保育・療育等の関係機関による効果的な連携体制の整備を推進します。

②しょうがい児や未熟児に対する医療の提供

将来しょうがいを残すと認められる疾患がある児童を含むしょうがい児を対象として、しょうがいの軽減、機能の回復等を目的とした手術等の医療を給付するとともに、未熟児に対して必要な医療を給付します。

③しょうがい福祉サービス等の提供

しょうがい児が地域の中で育まれ、学び、健やかに成長できる環境をサポートするため、居宅介護・短期入所などのしょうがい福祉サービスをはじめとする各種福祉サービスを提供します。

④子どもの発達支援

「発達支援室」として、平成25年度より発達の気になる子どもに関する相談事業を、平成26年度より通所事業「ぴーす」を開始しており、今後支援策の一層の充実を図っていきます。

【計画素案のP.49～P.64の「第5章 地域子ども・子育て支援事業の整備」より】

(3) しょうがいの有無にかかわらず教育・保育を受けられる環境づくり

①教育・保育施設における受け入れ体制の充実

新制度では、しょうがいのある子どもが保育を利用しやすくなるよう優先的に入所調整を行うこととされており、しょうがいの有無にかかわらず、子どもたちがともに学び、育ちあえる環境を、各教育・保育施設において構成することが求められています。

そのため、各教育・保育施設において、カリキュラム編成や職員配置の工夫、当該教育・保育に携わる職員の資質の向上などに継続的に取り組むことにより、受け入れ体制の充実を図ります。

②療育施設との連携強化

しょうがい児の教育・保育施設の安定した利用を促進するため、療育施設と連携しながら、保育所等訪問支援等を活用し、教育・保育施設において、しょうがい児が集団生活に適應するための専門的な支援等を行います。

③発達しょうがい児支援に向けたスタッフの資質の向上

自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達しょうがいを含むしょうがい児については、しょうがいの特性に応じて、その子どもの可能性を最大限に伸ばし、社会参加するために必要な力を培うため、幼稚園教諭、保育士等の資質の向上を図るとともに、専門家等の協力も得ながら個々のしょうがい児の実情に応じた適切な支援を行います。

5 仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備

(1) 保護者に対する両立支援制度の適切な周知

①両立支援制度に関する情報提供

妊娠届出時や出生届出時などの機会をとらえて情報提供を行うほか、国立市ホームページに、仕事と子育ての両立支援に関する情報をまとめたページを開設し、必要とする両立支援制度の情報をいつでも取得できる環境を整えます。

②両立支援制度の適切な利用に向けた支援

新たにスタートする利用者支援事業において、それぞれの家庭からの相談に応じて利用可能な両立支援制度の周知を図るとともに、具体的な利用手続きなどの支援を行います。

③父親の育児参加の促進

父親の育児参加を積極的に促進するために、パパママクラスの定期開催などを通じて、父親の育児に対する参加意識の向上を図ります。

(2) 両立支援制度の適切な運用に向けた企業・事業所への働きかけ

①両立支援制度の適切な運用に向けた啓発

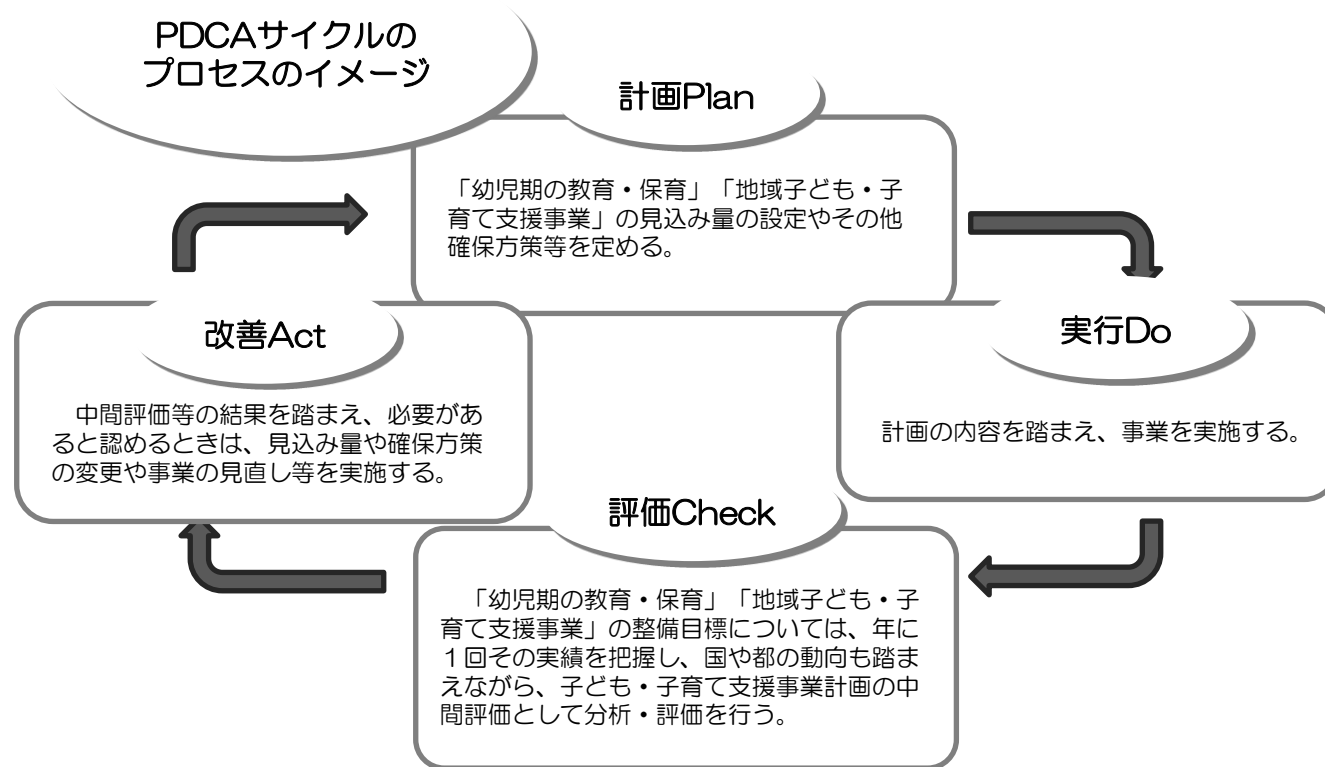
各職場における仕事と育児の両立支援制度が適切に運用され、周りに気兼ねすることなく制度を利用することが可能となるよう、都や労働団体等とも連携して啓発活動を行ないます。

計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルのプロセスに基づき、庁内推進体制の整備や既存事業についても検討、新規事業の研究などを行います。

また、計画の進行状況を定期的に「国立市子ども総合計画審議会」に報告し、評価を受けるものとします。

さらに、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。



【計画素案のP.67～P.68の「第6章 計画の推進体制」より】

国立市子ども・子育て支援事業計画（素案）概要

子ども総合計画審議会 事務局 国立市子ども家庭部児童青少年課